

（委任）

第73条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、市長が定める。

※ 改正経過：制定〔昭和23年条例第81号〕、廃止・制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔平成26年条例第58号〕

【趣旨】

本条は、この条例の実施手続きなどその施行細目に係る市長への委任について定めたものである。

【解説】

本条に基づいて制定される規則の内容は、次のとおりである。

- 1 液体燃料を使用する設備及び器具並びに電気を熱源とする設備の点検及び整備に必要な知識及び技能を有する者に関する事。 (第3条、第22条及び規則第5条関係)
- 2 電気設備等の点検等に必要な知識及び技能を有する者に関する事。 (第15条及び規則第6条関係)
- 3 変電設備の保有距離に関する事。 (第15条及び規則第8条関係)
- 4 危険物品の指定及び裸火使用等の申請に関する事。 (第27条及び規則第10条関係)
- 5 がん具用裸火を消費してはならない場所に関する事。 (第31条及び規則第10条の2関係)
- 6 自動火災報知設備の受信機等の保護装置に関する事。 (第47条及び規則第11条関係)
- 7 避難用タラップのバルコニーの施錠方法等に関する事。 (第50条及び規則第12条関係)
- 8 防火管理教育担当者及び防災管理教育担当者の資格及び定期講習に関する事。 (第56条及び第56条の2並びに規則第12条の2及び規則第12条の3関係)
- 9 屋上広場の維持の方法に関する事。 (第59条及び規則第12条の5関係)
- 10 避難経路図の記載事項に関する事。 (第59条の2及び規則第12条の6関係)
- 11 指定催しを指定した場合における公示の方法に関する事。 (第63条の3及び規則第12条の7関係)
- 12 ストープ又は煙突の取付掃除業者の届出に対する承認証の交付に関する事。 (第68条及び規則第13条関係)
- 13 指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出に係るタンクの水張検査又は水圧検査を実施した際の水張検査証、水圧検査証の交付に関する事。 (第71条及び規則第14条関係)
- 14 危険物確認試験に係る試験結果通知書の交付に関する事。 (第71条の2及び規則第14条の2関係)
- 15 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容、公表の手続きに関する事。 (第72条並びに規則第14条の3及び規則第14条の4関係)
- 16 条例に定める標識、掲示板等の規格に関する事。 (規則第15条関係)
- 17 各種届出書の様式、届出書等の提出部数等に関する事。 (規則第16条及び規則第17条関係)